

# 豊田市 E モニター制度規約

## 第1条 総則

- 1 この規約は、豊田市 E モニター制度（以下「本制度」という。）に関して、第2条に定めるところにより豊田市（以下「市」という。）が E モニター（以下「モニター」という。）として登録を承認したモニターと市との間における権利義務関係を定めることを目的とします。
- 2 市は、モニターに事前の承諾を得ることなく本規約を変更することができるものとします。また、変更後の規約は WEB にアップロードした時点で直ちに施行され、全てのモニターに適用されるものとします。
- 3 モニターから登録時に収集した個人情報やアンケート等の情報は、市政運営や各種施策への反映及び、企画向上のための集計・分析等に用い、それ以外に利用することはありません。また、豊田市個人情報保護条例の規定に基づき、適切に取り扱い、保護するものとします。

## 第2条 モニターの資格

- 1 市の定めるモニターとは、任期中以下の要件を満たし、かつ、本規約を承諾の上、市所定の登録手続きを全て完了した方とします。
  - (1) 市内在住、在勤、在学のいずれかであること。
  - (2) 満 18 歳以上であること。
  - (3) インターネットの利用ができ、その環境があること。
  - (4) モニター本人が使用できる電子メールアドレスがあること。
  - (5) 日本語が理解できること。
  - (6) 市の職員ではないこと。
  - (7) とよた SDGs ポイント会員であること。
- 2 モニターの任期は、毎年4月1日～3月31日とします。

## 第3条 モニターの登録情報

- 1 モニターへの登録の際に申告する登録情報の全ての項目に関して、いかなる虚偽の申告も認めないものとします。

- 2 氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス等、モニター個人を識別する事のできる情報を除き、登録されたモニター情報を本人の承諾なく第三者に開示することがあります。モニター個人を識別できる情報の開示については、市は事前にモニター本人の承諾を得るものとします。
- 3 モニター登録後に登録情報が変更になった場合は、モニターは市所定の手続きに従い市に届け出るものとします。

#### 第4条 モニターの禁止行為

モニターは、以下に該当する行為又はその恐れのある行為を行ってはならないものとします。

- 1 市、他のモニター又は第三者の著作権を侵害する行為
- 2 他のモニター又は第三者を誹謗、中傷する行為
- 3 他のモニター又は第三者に不利益を与える行為
- 4 本制度の運営を妨害する行為
- 5 虚偽の登録又は調査回答をする行為
- 6 同一人物による重複モニター登録、又は、なりすまし登録をする行為
- 7 本サイトを営利目的で不正利用する行為
- 8 不正回答をする行為
- 9 その他、市が不相当と判断する行為

#### 第5条 電子メールの受信

- 1 モニターは、モニターとして市と電子メールの送受信を行う場合には、登録した電子メールアドレスを使用するものとします。
- 2 登録情報の内容と異なる電子メールアドレスにて送受信を行ったことにより当該モニターに不利益又は損害が発生した場合であっても、市はその責任を負わないものとします。
- 3 モニターがモニターとして第三者に発信する情報に関して、市はその責任を負わないものとします。
- 4 モニターからの、市に対する本制度の運営に関すること以外の問合せや意見などについて、市の応答義務はないものとします。

- 5 市からモニターに対して発信された電子メール又はモニターから市に対して発信された電子メールの不達により当該モニターに不利益又は損害が発生しても、その原因及び理由を問わず、市はその責任を負わないものとします。

## 第6条 調査への回答

- 1 モニターは、市が送信する調査への回答を依頼する電子メールに従い、回答期限内に指定の入力フォームを使って回答をするものとします。
- 2 回答を入力する際は、回答者を特定するため、モニターの氏名を入力することとします。また、必要に応じて生年月日の入力を求めることがあります。
- 3 市は、モニター任期中における調査の実施回数の保障はしないものとします。

## 第7条 退会

モニターは、任期中の退会はできないものとします。ただし、第2条の資格要件を満たさなくなった場合、又はやむを得ない事情により任期中に退会する場合は、市が指定する手続きに従い届け出るものとします。

## 第8条 モニター登録の抹消

- 1 以下の項目に該当する場合、市は、モニターの承諾の有無にかかわらず、モニター資格を抹消することができるものとします。
  - (1)第4条の禁止事項に反した場合
  - (2)第9条の義務を遂行しない場合
  - (3)その他、本規約のいずれかに違反した場合
- 2 市から送信した電子メールが3回以上連続して配信できなかったときは、市の権限でモニター登録を抹消することができるものとします。
- 3 市がモニターとして承認することを不相当と判断した場合、モニター登録の取消しを行う場合があります。
- 4 モニター登録を抹消する場合、当該モニターが本制度で保有する全ての権利を抹消するものとします。その場合は、市から抹消の通知はしません。

## 第9条 モニターの義務

モニターは、以下に該当する項目を義務として負うものとします。

- (1) 市が配信するアンケートを始めとした調査に対し、市が定めた期間内に回答をするよう努める。
- (2) 登録情報の異動が発生した時は、速やかに更新を行う。
- (3) 市からの登録内容確認に対して回答する。

## 第10条 謝礼

- 1 市はモニターに対し、調査への協力に対する謝礼を進呈します。
- 2 第1項に定める謝礼は、アンケートの回答1回毎に「とよた SDGs ポイント制度事業」に基づく、とよた SDGs ポイント 200 ポイント（200 円相当分）とします。
- 3 第2項に定める謝礼は、全てのアンケート終了後に、モニターがあらかじめ登録したとよた SDGs ポイント会員コードにポイントを付与することとし、何らかの事情によりモニターが当該ポイントを受け取ることができなかったとしても市はその責任を一切負わないものとします。
- 4 モニター登録を抹消となった場合は、回答数に関わらずとよた SDGs ポイントの付与はしません。ただし、やむを得ない事情により任期中に退会する場合は、退会時に回答回数に応じたとよた SDGs ポイントを付与することができるものとします。
- 5 SDGs ポイントの管理、利用方法等については「とよた SDGs ポイント制度事業」の規定に準じます。

## 第11条 回答内容の著作権

- 1 モニターは、本制度に基づき行われた調査に対する回答内容の著作権を、全て市に譲渡するものとします。また、市はその回答内容を自由に選択し、必要に応じて修正及び編集することができるものとします。なお、モニターは、当該著作権に係る著作者人格権を市及び第三者に対して行使しないものとします。
- 2 市は、本制度に基づき行われた調査に対してモニターが行った回答内容を利用し、モニター本人の承諾なしに開示することができるものとします。

## 第12条 個人情報

- 1 モニターの個人情報の管理は、豊田市個人情報保護条例により厳重に管理を行うものとしします。
- 2 登録されているモニターの個人情報を調査目的以外には使用しません。
- 3 モニターから回収したアンケート結果は統計的に数値処理していますので、回答結果から特定の個人が識別できる情報としては取り扱いません。
- 4 モニターの個人情報の保存期間は任期満了後3か月とし、経過後は速やかに削除するものとしします。

## 第13条 本制度の内容変更、一時中断、停止及び中止

- 1 市は、いつでも、何らの告知なしに、又はモニターの承諾の有無にかかわらず、本制度の内容の一部若しくは全部を変更し、又は一部若しくは全部を一時中断、停止及び中止する場合があります。
- 2 第1項に基づく内容変更、一時中断、停止及び中止によってモニターに不利益又は損害が発生した場合、市はその責任を一切負わないものとしします。